

## 令和7年6月定例会 一般質問 青木恒子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

### 「二上山産業廃棄物中間処理場の市民の不安」

○青木恒子 皆さんおはようございます。日本共産党の市会議員青木恒子です。ただいまより一般質問を行いたいというふうに思います。

まず初めに、香芝市議会での事案ですので報告したいというふうに思います。

2021年12月に私に対して懲罰動議、陳謝拒否、出席停止になり、2年に及ぶ裁判をしてまいりました。2024年1月は奈良地裁で完全勝訴、2024年8月は大阪高裁にて完全勝訴となりました。今回、有斐閣の判例集におきまして、令和6年度重要判例解説の内容、行政法にて、地方議員に対する出席停止処分の違法判断のための先行する陳謝処分の司法審査として掲載されました。全国からも注目されているだけに、この教訓が生かされる機会にと、皆様とご一緒に頑張りたいと思いますので、ご報告をしておきます。

まず、今回質問する内容は、二上山の産業廃棄物処理場の市民の不安について、そういうことについてお伝えしたいというふうに思います。

この間、9月から12月、3月議会と引き続き、この問題を追及してまいりました。なぜ、さらに追及するのかということにつきましては、この5月に、本当に市民の不安は広がって、目まぐるしい動きがありました。奈良県の共産党の山村県議は県議会での問題を追及し、そして5月6日には山下芳生国会議員が現地を視察、そして現地で水質のチェックをする。そして、5月22日には、あまりにもひどい山積みされた山、そして水質汚染が心配だと、そういうことで奈良県に香芝市民が26名、県庁のほうに要望書を提出してまいりました。提出の内容は、立会いの下に水質検査をしてほしい、そして二上山の山を回復させてほしい、環境保全を守ってほしい、そして3つ目は、造粒固化という、そういう土の下で山積みされているあの土は安全なのかどうか調査してほしいという、この3つの項目を持って県のほうに伺いました。そして、5月29日には現地見学された山下芳生が参議院の環境委員会で追及していくということで、これはもう全国にもこの二上山の産廃問題がどうなってるんだということが皆さんの中に広がっていったという状態です。香芝市民だけのシンボルの二上山ではなくなってきたという意味におきまして、この議会において質問しようというふうに考えたところです。そして、5月28日、早速質問したときに、山下芳生のほうが環境省に問い合わせたところ、環境省からすぐに県のほうに連絡をしたと。そして、事業者が取ってる水質検査と市民が取ってる水質検査に大きな違いがあると、それはどうなんだということ、県のほうで調査をすべきではないかという指導が入ったようです。そういう意味では、事業者へのヒアリング、そして現地調査という、そういうことで今後進んでいくん

ではないかというふうな期待をしているところです。この問題について、本当に大きな問題になっています。市民の声が、不安が広がっている中、この市民の不安に行政はどう応えていくのか、このことが大事だということで質問をさせていただきます。

まず、第1問としまして、改めて香芝市のシンボルでもある二上山に対して香芝市の認識はどうでしょうか。

壇上からの質問を終わります。

**○都市創造部長** 二上山だけではなく、香芝市の景観についてどういう認識かということで答弁させていただきます。

本市には、大阪都心部に近い立地にあっても、身近に街路樹や公園などの豊かな緑が多く、また河川やため池、市街地から一体的に見た二上山の眺望など、優れた景観があるものと認識しております。また、高山台地区や真美ヶ丘地区などの住宅地などについては、一定の町並みが形成されている一方で、整備から時間が経過した駅前広場などでは必ずしも一定のコンセプトに基づいて景観が形成されているものではないという印象を持っております。

以上でございます。

**○青木恒子** 香芝市全体の景観ということで、本当にそこに憧れて市民が住んでいるということはよく分かりました。

しかし、その優れた景観ということでは一致してるわけですがけれども、国会の中では山下芳生さんもおっしゃってました。二上山は、豊かな自然とともに、万葉集にも歌われた歴史的価値の高い山。山下芳生氏、SNSなどで発信すると、歴史愛好家とか、二上山の姿の三上山に見える姿にすごくショックが広がっているところです。そういう意味におきましては、全国的にも注目されてるというふうに私は思っています。

次の質問に入ります。

3月の香芝市議会定例会で、県より景観法に関わる意見聴取があった場合、事業者に対して地域住民へ説明することを指導すると、奈良県に意見をしていくとありましたが、その後どうなっているか教えてください。

**○都市創造部長** 二上山周辺での行為に対して景観法の届出に対する意見聴取があった場合には、奈良県に対して継続して意見していく必要があると考えております。

また、景観法の届出に対する意見聴取に限らず、令和7年3月の自然公園法に基づく許可申請書の進達においては、奈良県に対し、香芝市議会における審議等において、二上山を望む景観が破壊されるおそれがあるとの懸念が指摘されていることを踏まえ、1、行為中は申請者にて周辺の美化に努めること、2、支障木の伐採は必要最小限とすること、3、伐採した樹木は、風致の保護上、支障のないよう処理すること、4、奈良県景観計画に基づき、継続的に緑化に努め、二上山の良好な景観の形成及び保全のための貴県による施策に協力すること、5、他法令関係で未申請のものは直ちに申請手続を行うようにすることを求める意見をさせていただいております。

また、森林法に基づく林地開発行為に関する意見書においては、1、大規模な盛土による崩落等の災害にならないよう指導すること、2、防災計画書の内容を遵守し、特に区域外に汚濁水が流出しないように万全の措置を図ること、3、金剛葛城山麓景観保全地区であり、香芝市森林整備計画区域も含んでいることから、森林災害防止に万全の注意を払い、盛土完了箇所からの法面緑化や造成森林の整備を段階的に速やかに実施することを奈良県が申請者に指導するよう意見しております。

以上でございます。

○青木恒子 意見をさせていただいてありがたいというふうに思います。そこんところに本当に汚れた水が流れてはならないとかということも書かれていますし、そういうことにおきましては、市のほうとしてもぜひどんどん県のほうにも言っていただきたいと。もう今国のほうから県のほうにということでもありますから、一番被害を被る香芝市民の行政をつかさどっている行政として、ぜひともこの声を上げていただきたいというふうに思います。

ピラミッドは本当にどんどん大きくなって、三上山になったかなと思ったら、それが今横に広がり、ピラミッドではなくなって、ピラミッドが横に広がっていくというような、そういう状況に、もう景観の不安が今市民から広がっているところです。そしてまた、二上山の稜線に大きな盛土になっている、そういうことにおきましては、これがどんどん大きくなっているわけですから、土砂災害ということについても市民は心配しています。そして、そこから流れ出るのは葛城市には行かない、分水嶺から考えても、その水は必ず香芝市民の竹田川のところに流れ出るといふ、そういう形態になっていますので、本当に重要な問題だというふうに思います。行政としても、この二上山の環境の乱れが生じているというところではもう大きく一致してますし、問題を感じておられるということで、とてもうれしく思っていますが、環境省は既に県に現場ヒアリング、水質調査、立入検査、調査などというふうに言っているそうです。県からの意見聴取を待つだけではなく、そういうふうに既に県のほうに言っていただいているということについては、市民にとってもとてもうれしいことだというふうに思います。ぜひとも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

3つ目についてお尋ねします。

景観条例制定及び景観計画策定により、二上山の景観が回復する見込みはどのように考えていますか。

○都市創造部長 一般的に、一度破壊された景観の回復は容易ではございません。法的にも既に行われた行為について、事後的に加えた法規制によって景観を原状に回復させることなどは困難であると考えております。そのため、現時点で本市には規制権限がないため、対応することは難しいが、景観の維持は破壊される前の段階で対応することが重要であることから、現時点において景観行政団体としての責務を担う奈良県によって適切に行政指導や命令等の規制権限が行使され、二上山の景観が保護されるようにしていただく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○青木恒子 この二上山の中間処理場のところに景観の乱れが生じている。この乱れの中身といいますのは、例えば遠いところから、岐阜県から、また愛媛県から汚泥を運んできて、あそこで中間処理をし、造粒固化という形で製品を、製品というふうに事業者はおっしゃっていますが、製品を作り、それを山積みしてる、そのことがどんだんどんだん二上山周辺に土が増え続けていってるということです。砕石した後、埋めるだけではなく、ずっと永久に積み上げていってる、このことが何よりも大きな問題でありますし、土石流、考えたら本当に恐ろしいということでもあります。だから、景観を考えると、そのことも含めて、その土の問題も含めて、やっぱり考えていかなければならないかなというふうに思います。

そして、景観が変わるほど積み上げられてる土ということについて、本当に安全なんかどうかということについては県のほうから何も報告はないんでしょうか。

○都市創造部長 今回の造成の部分の盛土の部分ですかね。そこについては県は検査をされてるというふうには聞いてますけど、それ以上詳しいことまでは聞いておりません。

以上でございます。

○青木恒子 それでは、また県のほうもきっとそれで調査をしていくと、国からの指導を受けて県も調査していくというふうに思いますから、注目していきたいというふうに思います。

香芝市の景観って、すぐにはなかなか景観は回復されないと先ほどちょっとおっしゃってたと思うんですけども、香芝市の景観条例の策定ということについては、大筋の計画はほかの議員からの質問でも答えられてると思うんですが、特に、いつまで、どのようなスケジュールということを簡単に教えてください。

○都市創造部長 三橋市長の行政報告にもあったとおり、良好な二上山の眺望、景観や市街地景観を維持し、または形成していくため、景観条例の制定や景観計画の策定に向けた手続を進めることとしており、本定例会において景観計画策定業務に係る調査委託料の補正予算を提出させていただいております。また、奈良県との協議が必要な事項であるため、景観行政団体への移行等について調整しているところでございます。今後、順調に手続が進んだとしても、景観行政団体への移行は令和8年10月頃になる見込みでございます。

以上です。

○青木恒子 まず、全体の景観ということですから、とても大事な条例だと思います。それを大事にしていきながら、片方では二上山の問題についても独自でまた景観が乱れてるということについての何らかの対策を練っていただきたいなというふうに思います。

今、景観について質問させていただきました。次、環境について質問させていただきます。

竹田川の水質汚染についてということで、まず1問目ですけども、2018年、竹田川上流から田畑に水が流れ出して、汚濁水が流れ出たと、赤い水が流れ出て、そしてそれはその方が、稲が育たなかったと、立ち枯れしてしまったと、そういうことについて市の方と事業者も立ち会ったということですが、後々聞きましたら、事業者がそのご本人に、田畑を持つ

てるご本人に賠償金を支払うなどがあったということで、明らかに事業者の責任を既に認めていたということが明らかになりました。そして、この経過についてということについては市のほうとしてはどのように把握したんでしょうか。

○市民環境部次長 当時の市職員も竹田川の状況については確認していますが、処理記録を残してるものではないため、具体的な内容についてお答えすることは困難でございます。以上でございます。

○青木恒子 その書類というのは、市民の声をやっぱり残していくという、今後こういうことがあったときは記録として残していくということを再度お願いしたいというふうに思っています。

次に、2番目ですが、竹田川上流でのガーネットすくいについてお尋ねします。

竹田川上流でガーネットすくいの何か子供さんと一緒に宝石を探すなどの取組ですが、ご存じでしょうか。

○市民環境部次長 竹田川では川底からガーネットが採取でき、そういった野外体験をされている方がおられることは認識しております。

以上でございます。

○青木恒子 私も、このガーネットすくいということをちょっと調べてみましたら、結構ネットに載っていると、香芝市で採取できる、宝石拾いというふうな点までね。ガーネット、サファイア、ルビーと、そして拾えるところは2か所あると。しかし、企業の近くは無理やと。そして、どなたでも無料で自由なんですよという。本当に、子供たちを連れて行って、遊び勝手のいい竹田川になってるんだなというふうに実感したわけですが。しかし、そこにも書かれているのは、川の中の塩化ビニール管が川底に設置され始めてから川の水の流れに変化が出てきてると、そういう声もホームページにも載っているところです。私自身が市民の方々と一緒に採取した水のまさしくそのところです。そのところはやっぱりヘドロがたまり、そして水が汚れ、魚がいないという事態の中に私自身は思うのですが、水を採取するときも手袋をはいて採取したわけです。そこに子供たちがはだしで、手をつけて安全かどうかということについて危惧するんですけども、そのあたりのことはどう見たらいいでしょうかね。安全かどうかについてを私は心配してるんですが、どうでしょうか。

○市民環境部次長 おっしゃっていただいているのは、議員が独自に水質を調査されたということでしょうか。

(8番青木恒子「はい」との声あり)

議員が独自に実施された調査の結果については、市としての答えは差し控えさせていただきます。

また一方で、本市としましても、水質汚濁防止法第14条の第1項に基づく生活排水対策に係る施策の一環としてではありますが、市内で主要河川の水質検査を実施しております。議員ご指摘のCOD(化学的酸素要求量)は主に有機物の汚れの度合いを表し、湖沼及び海域の水質を表す指標として用いられてるものでありますが、河川の水質を表す指標として用

いるべきものはBOD（生物化学的酸素要求量）でございますので、CODについて検査項目には含まれておりません。そのため、CODに関する数値についてはお答えすることは困難でございます。

以上でございます。

○青木恒子 国会のほうでもこの問題は取り上げられていますが、BOD、CODがどうかとかというふうな問題ではないというふうに私は思います。そういうふうにして今進められていってるというのが現実です。CODが事業所の排水口から150ミリグラム・パー・リットルということで、本当なら1とか2でやっぱり普通の川だそうです。それがそういうふうな数値になってるということで不安になっているわけです。こういう不安なところに例えば竹田川上流でのガーネットすくい、もしやあって、後から何か出たということになってはとんでもないことになるのではないかとということに危惧されます。だから、そういう意味におきましては、ぜひとも安全かどうかということをお早急にご調査いただき、そしてそこで安心してガーネットすくいをしていただくという、そういうふうになっていただきたいというふうに思います。

この水質の問題については、市民が調査した数値と、それと事業所が毎月出してるホームページに掲載してる数値が全く違っているという。だけど、国のほうがおっしゃってるのは、この数値の開きについてを納得いくものにしなければ市民は安心できないではないかということもおっしゃっています。そういう意味合いにおきまして、また調査のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

このように、市民の生活不安に対して緊急に行政としてできることは何かないでしょうか。

○市民環境部次長 あくまでも、水質汚濁防止法第14条の5第1項に基づく生活排水対策に係る施策の一環としてではございますが、市内主要河川の水質検査については市が実施しております。竹田川におきましても、これまで下流において実施してきておりますが、令和7年度は採水場所を上流側に変更することを予定しています。また、特定事業場排水に係るものについては、その権限は本市ではなく奈良県が有するため、本市として排出者に対して何らかの規制を加えていくということはいたしかねます。

以上でございます。

○青木恒子 もちろん、事業者は県の許認可ですから、県の責任だというふうに思っています。竹田川での上流の水質検査は本当に喜ばしいことです。ぜひともこれを早急にしていただき、安心してガーネットすくいが進められるものなのか、今はちょっと中止をしておくべきなのかという判断もこれから問われるのではないかとというふうに思います。

この上流での水質検査、何月に行われるのでしょうか。

○市民環境部次長 令和7年8月頃に実施する予定でございます。

以上でございます。

○青木恒子 ぜひとも早急をお願いします。8月、夏休み中です。ガーネットすくい、たく

さん来られるかもしれません。後に後悔を残さないような対策、どうかよろしく願います。

それでは、次、事業者に市民より見学会の要望があったことを事業者に伝えていくという旨の議会答弁がありました。それはどうなってますでしょうか。

○市民環境部次長 そのことについては既に事業者に伝えております。

以上でございます。

○青木恒子 じゃあ、事業者は市民がそういう要望を持つてるということをご存じということで、今後またそういうふうな市民の会の方々とともに、どういうふうにしていくか、と一緒に考えていきたいなというふうに思います。

これは要望ですけれども、景観では条例を策定中ということですが、例えば香芝市の水質基準条例っていうのはつくれるかどうか、今後このことについて検討もしていただきたいということで、これは要望としてお願いしたいというふうに思います。

#### 「香芝市学校再編基本方針の廃止について」

○青木恒子 次、大項目の2つ目に入りたいと思います。

香芝市学校再編基本方針廃止についてお尋ねします。

その中で、とても大事な問題ですけれども、市長の教育に対する見解でもある教育大綱の計画について、ご予定を教えてください。

○市長公室次長 お答えをいたします。

現在、教育大綱が定まっておりますのは、第2期の大綱の見直しというところでのご答弁を差し上げます。

教育大綱につきましては、必要に応じて見直しをすることを検討しておりますが、具体的な時期につきましては何ら定まっておりません。

以上でございます。

○青木恒子 市長選挙が行われまして、その市長選挙の中では全ての候補者が学校統廃合は見直そうという、そういうふうな大きな流れの中での市長選だったというふうにも思います。

地方公共団体の教育とか学術、文化、総合的な施策を決めるのがこの教育大綱だというふうに思っていますので、やはり新しく市長になられたということで、市民にぜひ示していただきたいと、そういうふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長 教育大綱につきましては、私も内容を確認してございますが、必要に応じて見直しをしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 ぜひとも、市民が待っていますので、よろしく願いたいというふうに思います。

それでは、2015年2月の教育委員会議でのことについてお尋ねします。

2015年2月、教育委員会で基本方針が廃止になるまでの経過説明のほうをよろしくお願  
いします。

○教育部次長兼都市創造部次長 香芝市学校施設の再編等に関する基本方針は、平成28年1  
1月に策定された香芝市公共施設等総合管理計画を基に令和2年3月に策定された香芝市  
学校施設長寿命化計画を見直すために作成されたものでございます。

令和3年度に閑屋小学校の改修工事の設計を行ったところ、工事費の高騰や立地条件な  
どについて指摘を受け、香芝市学校施設等長寿命化計画の見直しをすることを決定されま  
した。そして、令和5年第2回定例香芝市教育委員会会議で香芝市学校施設の再編等に関す  
る基本方針が可決され、当時の市長により、令和5年3月、香芝市議会定例会に提出して、  
議決されたものでございます。しかし、令和6年5月に香芝市長選挙が行われ、新たに市長  
に就任された香芝市三橋市長の公約では、当時の小学校の再編計画は見直すこととされて  
おり、三橋市長の所信表明等においても、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針は見直  
すべきものであるとの見解が示され続けてきました。

教育委員会においては、市長のまちづくりの方針と整合する内容で学校施設の整備を検  
討していくことが望ましいと考えられますことから、香芝市学校施設の再編等に関する基  
本方針を見直す方向で検討を続けてまいりました。そして、香芝市望ましい学校環境検討委  
員会におきまして、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針を基に新しい再編基準につ  
いてご議論をいただいているところ、第1回の検討会議におきまして、基本方針をそのまま  
進めるのではなく、それに代わるものを答申していくということの共通理解が得られたこ  
とから、令和7年第2回定例香芝市教育委員会会議において廃止を決定したものでござい  
ます。

以上です。

○青木恒子 経過ということで、流れがあったと思うんですけども。

まず、この香芝市の学校再編基本方針という成り立ちにおきましては、毎回、昨年、5年  
度も質問しましたけれども、これは香芝市公有財産有効活用検討会議で出されたものと全  
く同じ問題です。同じテーマで教育委員会に提案されました。そして、その内容が、2024年  
2月には基本方針が議決され、3月にはこの議会で基本方針が議決という、そういうふうな  
中で、学校をなくさないでの市民運動が広がり、2024年5月には市長選挙の大きな争点にな  
る、2024年6月には統廃合見直しを三橋市長が表明された、そういうふうなことで、この  
香芝市公有財産有効活用検討会議は二元代表制を逸脱するものであると、そういうことも  
あって、附属機関に議員はできるだけ入らないという、そういう方向性も出されたというふ  
うに思います。2025年2月、教育委員会が基本方針の廃止を決定するという、そういうふう  
な流れがありました。私は、その決定されたときに質問したわけですが、教育委員会のほう  
は、この基本方針ありきで進めるということ、この議会の中でも答弁されたことが印象に残  
っているところです。それが、2025年2月に基本方針が廃止されるという、そういうふうな

展開になっているということです。

そして、2月の教育委員会での検討課題ということで、当時の福森部長の発言をちょっと抜粋してまいりました。基本方針は市議会の議決をいただいています。改めて法的観点で確認いたしましたところ、香芝市の香芝市公共施設総合計画という香芝市全体の公共施設を管理する計画がございます。その下部に位置する学校施設長寿命化計画という観点から、議決はそもそも要らなかったのではないかとというようなご意見を法制部局からいただいています。まずは、ここを教育委員会議で皆さん方のご了承いただいた後、法的な対応を確認した上で、議決に諮るかどうかの判断を市長部局とともにした上で対応してまいりたいと考えているという、そういう答弁がありました。これについての今検討中なのか、どういうふうに検討してるのか、今現在どういうふうにされてるか、教えてください。

**○教育部次長兼都市創造部次長** 香芝市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定では、市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向または執行について定める計画のうち、その期間が5年以上のもの、策定、変更または廃止に関するものとされており、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針は、市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向または執行について定める計画に該当しないため、令和7年3月、香芝市議会定例会前に法制部局と協議した上で、市議会の議決は必要ないと判断してございます。

以上です。

**○青木恒子** じゃ、市議会の議決は必要なかったという、そういうふうな形で、議会のほうも、また市当局のほうも、そこに法務能力が働いていなかったということでもよろしいでしょうか。

**○市長** その当時、法務能力が働いていたかどうかというのは、そこに座っていらっしゃる前市長に聞いていただかないと分かりませんが、当時の中での判断は、現時点で、振り返れば、議決を必要としないものについて議決を求めることとしてしまったという点では誤っていたものと考えてございます。

以上でございます。

**○青木恒子** ということは、この議会で議決した、提案した議員も含めまして、この内容については、誤ってたのかどうかということについては、市長の見解は、議決する必要はなかったのではないかという見解であります。そして、そうなれば、議決してしまったこの議会に対して、議決を取り下げる議決をするべきかなとも思いますが、またそれについては次回提案したいというふうに思います。

それでは、この統廃合におきまして、ホームページに長らく掲載し、基本方針はこの様子でいくということを市民にも知らしめ、そして市民の方々は学校がなくなると本当に不安になられて、大変な事態に陥ったということは皆さんもご存じだというふうに思います。

2年に及ぶ学校統廃合問題では、市民が本当に混乱と不安に巻き込まれました。それについての行政としての総括はいかがでしょうか。

○教育部次長兼都市創造部次長 ご指摘の市民を混乱と不安に巻き込んだ原因というものでございますが、具体的に何を指すのかが明らかではございませんが、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針の作成後におきまして、「地域住民の意見を聞いていないのではないか」、「通学路をどう考えているのか」といった様々なご意見をいただいております。いずれにいたしましても、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針の内容につきましては、市長が公約に掲げられたまちづくりの方針に抵触する事項があったことから、見直しすることとし、当該基本方針を廃止することとなったものでございまして、それ以前の進め方について当否を述べることは差し控えさせていただきます。

以上です。

○青木恒子 この件に関しましては、いろいろ、それは事業を行ったり、人間ですから失敗はとにかくあるわけですが、失敗をした後の総括が次の方針に活かされると、このことが何より大事やなというふうに思っています。ぜひとも、その部分はきちっと総括していただき、どうしていくかということについては、基本方針を取り下げたから終わりでは決してないということについて述べておきたいというふうに思います。

次、3番目に聞きたいと思います。あ、もう一つの追加、忘れてました。教育委員会は市長から独立した機関ですから、地方教育行政のそういう職務権がありますので、そこで自分で決めた内容については、もっと独自で追求していく、市長から変更があったからじゃなくて、どうだったんかということについては、していかなければならないというふうに思います。

### 「学校内防犯カメラ設置について 市民の不安」

○青木恒子 3つ目に入ります。

学校内の防犯カメラ設置について不安が広がっているところです。教育委員会としての設置目的は何なんでしょうか。

○教育部次長兼都市創造部次長 防犯カメラの設置目的でございますが、主に防犯対策、いじめ対策でございます。具体的には、不審者の侵入防止やいじめの防止などのほか、事件や事故が生じた場合における事実関係の確認をすることでございます。一日の大半を学校で過ごす児童や生徒及び学校利用者の安全と安心につなげたいと考えてございます。

○青木恒子 この防犯カメラの設置ということについて、教育委員会として、そういうふうに議論をして、これを提案ということによろしいでしょうか。

○教育部次長兼都市創造部次長 教育委員会事務局と市長部局で協議いたしまして、設置の方針を決定したものでございます。

○青木恒子 じゃあ、その議事録とかというなど、審議の内容については記録として残っていますか。

○教育部次長兼都市創造部次長 協議の内容について議事録は作成してございません。

○青木恒子 できるだけ、市民に関する内容ですから、どういう経過でなったかという議事録は残していただきたいというふうに思います。

もう一つ、2つ目ですけれども、この問題について文科省の見解は、防犯カメラの文科省の見解はどうなっていますか。

○教育部次長兼都市創造部次長 文部科学省では、学校の防犯対策を推進するためには、学校設置者をはじめとする学校の管理運営に係る関係者が個々の学校の状況に応じて検討を行い、具体的な対策を講じることが重要であるとしてございます。

○青木恒子 それでは、私が確認したところ、保護者への説明、教育現場の声、これは大事だということを文科省は言うておりました。そして、個人情報保護法では、カメラ画像を利用する目的が正当であり、撮影の必要があるのかの確認が必要という、そういうことだというふうに思います。

そしたら、保護者への説明というのは、PTA会長とかに説明されたんでしょうか。

○教育部次長兼都市創造部次長 保護者に対しましてアンケートなどは実施してございません。

以上です。

○青木恒子 保護者もそうですが、子供たちへは、子供たちの声はどういうふうに聞かれましたか。

○教育部次長兼都市創造部次長 児童や生徒に対しましてもアンケートなどは実施してございません。

○青木恒子 子供が主人公の学校であるはずなのに、子供の声を聞かない。その子供の保護者の声を聞いていない。そして、それが防犯とか器物破損のために防犯カメラを設置する。順序が逆ではないかというふうに思います。

奈良県において学校内防犯カメラの設置の実態について教えてください。

○教育部次長兼都市創造部次長 奈良県立学校につきましては、令和6年度に防犯カメラが設置されていない学校にも防犯カメラを設置しまして、設置率は100%になったと確認してございます。設置箇所は主に正門や裏門等の校門、駐輪場など、外部を写すものでございますが、昇降口及びその付近の廊下に設置している学校もございます。

以上です。

○青木恒子 質問内容がちょっと変わっています。私が質問したのは、学校内に防犯カメラを設置していることについて、どこの学校についているか教えてください。

○教育部次長兼都市創造部次長 学校内といいますのは、昇降口及びその他、付近の廊下に設置している学校があると確認してございます。何々学校というようなところを教えてくださいましてはおりません。

以上です。

○青木恒子 何校中、何校ですか。

○教育部次長兼都市創造部次長 細かい数字についても聞いてございません。

○青木恒子 当然です。こういうことが本当に独り歩きしてるところは、私は残念ながら香芝市だけだというふうに思っています。

防犯カメラまでのこの経過、防犯カメラ設置までの経過とか、そういう審議事項とか議事録が残っていないというのも、あまりにも市民に公開されていないということがますます心配です。

児童・生徒の意見も聞いていないということですけども、教育委員会が指名している学校運営協議会の見解とかは聞きましたか。

○教育部次長兼都市創造部次長 香芝市学校運営協議会からの特にご意見は寄せられてございません。

○青木恒子 特に寄せられていないというよりか、今こういうことになってると、こういう防犯カメラに予算を組んでいってると、地域の皆さんどうですかと聞くのが教育委員会の役割だと思うんですけども、本当なら地域の声を聞くべきではないでしょうか。例えば、お聞きしたところによると、自治会で防犯カメラをつけるにしても、どこがいいか、どうするかということがすごく議論になるそうです。ところが、学校内には、香芝中学校には48か所、市民の皆さんは48か所も外につけるとあるかなというのが本当の思いです。それならば、この間、福祉センターで爆破宣言がありましたよね。それで、そのときに防犯カメラがそこでちゃんと察知して、事前に調べられたのかどうか、そういうところも含めまして、この防犯カメラについては人権にも関わるので、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

そして、先ほどの学校運営協議会ですけども、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映して、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みです。地域住民の声を聞くということです。委員は教育委員会が任命して、地域住民、保護者、学校を支援してくださる方、その他の必要と認める方から参加されています。そして、その学校運営協議会では、教育委員会または校長に主体的に意見を申し出ることができるというふうにもなっています。

お聞きしますが、学校運営協議会でこの件については諮っているのか、諮っていないのか、どうでしょうか。

○教育部次長兼都市創造部次長 学校運営協議会に教育委員会から提案するものではございません。学校長から提案するものでございまして、学校長からは提案していると聞いてございます。

以上です。

○青木恒子 学校長はこのことを、学校長には全て連絡はされてるんでしょうか、防犯カメラの件に関して。

○教育部次長兼都市創造部次長 はい、学校長及び教頭に連絡してございます。

○青木恒子 地域にそういう学校運営協議会があって、地域住民の声も吸い上げる、保護者の声も吸い上げる、そういう委員会があるにもかかわらず、そこでは諮られないままで予算

を組んでいかれるということはいかがなものかというふうに思います。ぜひとも、この問題、教育的にどういう意味があるのかも含めまして、教育委員会でまた審議のほうをしていただきたいというふうに思います。

### 「学童保育での外遊びの保障が不十分」

○青木恒子 次に入ります。

学童保育での外遊びが十分保障できていないということについての質問であります。3月15日の閉会中に私は学童保育での遊び時間調査ということで文書質問をしました。6月に入ってやっと手元に届くという、そして質問文章の変更依頼という、そういう不思議な事象が行政からあるなど、これは二元代表制を揺るがすものであるし、議員の調査権の課題になるというふうに思っています。今後こういうことがないようによろしくお願いいたします。

1番の学童期の外遊びについての市の見解を教えてください。

○子ども家庭部長 お答えいたします。

外遊びは学童期の心身の発達に不可欠であり、体力や運動能力の向上、脳の発達促進、社会性やコミュニケーション能力の育成など、非常に重要であると認識しております。

以上でございます。

○青木恒子 本当に外遊び、子供はじっとしておることができない、疲れを知らない子供ということで、いつも外遊びが大好きです。

それでは、外遊びの実態調査、各学童保育の実態調査をしていただきました。大変だったと思います。ありがとうございます。この結果を見て、所管課としてはどのように考えますか。

○子ども家庭部長 学童保育所によっては、外遊びを実施している時間数に差があると感じているところがございます。調査結果につきましては、保育日誌から外遊びと記載されている部分を抜粋しまして、最小の時間を記載しておりますので、実際の外遊び時間数は調査結果よりは多いのではないかと推測しておりますが、正確な外遊びの状況については把握できていない状況でございます。

○青木恒子 正確な数値ではないということですが、まず私がこの調査を見て驚いたのは、15と書いてるから1.5時間かと思ったら、15分なんです。本当に、この外遊びの時間の短さ。この学童保育の遊びの保障ということでは、前も議会で報告させていただきましたが、肢体不自由のお子さんが靴を履き替えるのに時間がかかって、外に出て、そしたらもう15分が来てるという、そういうふうな遊びの内容がまだ続いているんだなというふうに思ったわけです。

そして、外遊びの時間を調査しましたところ、7月、8月の長期休業中の外遊びは全くゼロ時間というのが7か所の学童保育でありました。そして、11月は、平日ということで、平

日の外遊びはゼロ時間の学童保育は1つで、20分以下が5か所という、そういうふうな状況だったというふうに把握しています。正確なその数値が取れていないということもあるので、これが正しいかどうか分かりませんが、しかし、これはあまりにも低過ぎるというふうに思います。

次に移ります。

また、夏休みや春休みのように長い時間、学童保育を利用している児童の外遊びの充実についてどのように考えておられますか。

**○子ども家庭部長** 長期休暇中等は学童保育所にいる時間が長いことから、自由な空間で自由に遊ぶことができる環境づくりは非常に重要であると考えてございます。今後も、その充実に向けて必要な取組を推進していきたいと考えてございます。

**○青木恒子** スマホとか、兄弟が少ない家族が今も増えています。ゲームが多い中で、体を動かし、遊びを豊かにすることで、コミュニケーション能力とか、脳の発達とかということではとても大事なんですが、それはその中に外遊びの嫌いな児童ももちろんいると思います。子供が選択できる場の保障が何より必要と考えますので、このことについての充実をぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、平日の子供の外遊びの充実はどのように考えておられますか。

**○子ども家庭部長** 平日につきましては、宿題やおやつの時間の確保及び気象条件を考慮いたしますと、外遊びの時間を必ず確保するという事は難しい場合もございますが、屋外、屋内にかかわらず、少しでも体を動かす時間をつくるなど、今後も外遊びの充実に向けて必要な取組を推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○青木恒子** ぜひとも、外遊びがしたい子供にはその場が提供できるような、そういうふうな保育内容の充実をお願いしたいというふうに思います。

それでは、外遊びを充実させるために、涼しい時間帯における運動場の使用とか、体育館、多目的室など、学校施設の有効活用はできないでしょうか。

**○子ども家庭部長** 学校の余裕教室を利用した学童保育所では、既に運動場や体育館を使用して外遊びのほうを実施してございます。多目的教室など、学校施設の使用につきましては、今後学校と協議の上、検討してまいります。

以上でございます。

**○青木恒子** ぜひとも、お願ひしたいということと、学校から離れてるところでの学童保育についても何らかの手だてということで考えていっていただきたいというふうに思います。

こういうふうな遊びの時間が保障できないのは人手不足ではないかということが危惧されます。以前、スキマバイトのことも追及させていただきましたが、学童保育指導員の人員確保のために何が必要と考えておられますか。

**○子ども家庭部長** 学童保育所指導員の人員確保につきましては、指定管理者の責任にお

いて行うべきものとは考えてございますが、一般的には人員確保については処遇の改善などが有効であると考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 この指定管理に移るに当たって、人員確保ができないからということでこうなったというふうな経過があると思います。ぜひとも、やはり教育は人でありますから、人の確保ということでよろしくお願ひしたいと思います。

また、学童保育における外遊びが重要であることについては指定管理事業者とも認識を共有する必要があると思うんですが、どう考えておられますか。

○子ども家庭部長 令和7年5月に実施した外遊びに係る実態調査を受けまして、今後は保育日誌に外遊びの正確な時間を記載させる運用といたしました。指定管理者には外遊びの重要性を伝えまして、その時間の確保に努めるよう指導してまいります。

以上でございます。

○青木恒子 ぜひとも、そのようにお願ひしたいというふうに思います。長い休み、夏休みはすぐやってまいります。熱中症も確かに出てくるかと思ひますけれども、子供たちが求めている、子供たちがこうやりたいんだという願ひをぜひとも学童保育の中で実現していただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

これもちまして質問を終わりたいと思ひます。